

第 三 編

令和 5 年 4 月 23 日 執行

町長及び市町村議会議員選挙

1 総括

(1) 町長及び市町村議会議員選挙管理計画

(参考)

令和5年4月23日(日)執行 市議会議員選挙管理計画

法 : 公職選挙法

令 : 公職選挙法施行令

特 法 : 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

特 令 : 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

特例令 : 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令

実 規 : 公職選挙法及び同法施行令実施規程

取 規 : 鹿児島県選挙事務等取扱規程

No. 1

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
令和5年		・選挙管理委員会 ・物件発注	委員会 "
4月13日(木)	-10	・選挙人名簿登録日等の告示(令14②) ○公営ポスター掲示場の設置場所告示(法144の2④) ○公営ポスター掲示開始期日の告示(法144条の2⑤)	委員会 " " "
4月15日(土)	-8	・選挙人名簿登録基準日, 選挙人名簿登録日(特令1)	委員会
4月16日(日)	-7	<告示関係> ・選挙期日の告示(特法2) ・投票用紙の様式告示(法45②) ←告示の規定はない ・投票所の告示(法41) ←選挙日の5日前までに ・期日前投票所の場所(2以上設けるときは場所及び期間)の告示(法41, 法48の2) ・投票所開閉時刻特例告示, 当該投票管理者に通知(法40②) ・期日前投票所開閉時刻特例告示, 投票管理者に通知 (法40②, 法48の2) ・不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示 (法270の2, 令142の3) ・選挙会の日時, 場所の告示(法78)	委員会 " " " " " " "

○印は, 市町村においてポスター条例がある場合

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
4月16日(日)	- 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定投票区, 指定関係投票区の指定, 取り消し, 変更告示, 県へ通知 (法37⑦, 令26) ・ 開票事務と選挙会事務の合同の旨の告示 (法79) ・ 投票記載所の氏名掲示の順序を定めるくじを行う日時, 場所の告示 (法175③, 実規55の2) ・ 選挙長, 同職務代理者選任告示 (法75③, 令80, 令81) ・ 投票管理者, 同職務代理者選任告示 (法37, 令24, 令25) ・ 期日前投票管理者, 同職務代理者選任告示 (法37, 法48の2, 令24, 令25, 令49の7) ・ 選挙運動費用制限額の告示 (法196) ・ 選挙運動員の実費弁償及び労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額の告示 (法197の2) ←選挙の都度行っている場合 <p><告示関係以外の事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補者氏名等を投票管理者に通知 (令92) ・ 公営施設使用個人演説会開催申出受理開始 (法163) ・ 同上開催不能の場合の候補者等への通知 (令114) ・ 同上施設管理者への通知 (令115) ・ 同上可否の決定通知を委員会及び候補者に通知 (令117) ・ 期日前投票所の投票立会人選任, 本人及び期日前投票管理者に通知 (法38, 法48の2, 令27, 令49の7) ・ 選挙人名簿登録に関する異議の申出期間 (法24①) ・ 投票記載所の氏名掲示の順序を定めるくじの実施 (法175③) ・ 選挙運動用ポスター検印開始 ←必要に応じて ・ 事務従事者の任命 ・ 立候補届出者を県委員会に報告 ・ 選挙事務所設置届受理 (法130) ・ 出納責任者選任届受理 (法180) ・ 選挙運動開始 (法129) 	<p>委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>施設管理者</p> <p>委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>候補者</p>

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
4月16日(日)	- 7	<p><選挙長に係ること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補届出受付(法86の4), 物件等交付 ・届出等の選挙長告示及び選挙管理委員会へ報告(法86の4) ・立候補者被選挙権について照会(市町村の規程等による) ・立候補者氏名等を選挙管理委員会及び候補者の住所地の市町村長, 選管に通知(令92⑨) ・選挙立会人の選任のくじを行う日時, 場所の告示(法76) 	<p>選挙長</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
4月17日(月)	- 6	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の投票管理者に選挙人名簿を送付 (令28①, 令49の7) ・期日前投票, 不在者投票開始 (法48の2, 法49, 法270の2, 令56~58, 令59の5, 令142の2) 	<p>委員会</p> <p>〃</p>
4月18日(火)	- 5	<ul style="list-style-type: none"> ・公営施設使用の個人演説会開始(法163) 	候補者
4月19日(水)	- 4	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求期限 (令59の4①) ・特例郵便等投票における投票用紙等の請求期限 (特例令1①) 	委員会
4月20日(木)	- 3	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙立会人届出終期(法76) ・投票立会人選任, 本人及び投票管理者に通知(法38, 令27) 	<p>選挙長</p> <p>委員会</p>
4月21日(金)	- 2	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙立会人選任のくじ実施(法76) 	選挙長
4月22日(土)	- 1	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票, 不在者投票終期 (法48の2, 法49, 法270の2, 令56~58, 令59の5, 令142の2) ・選挙人名簿その他の物件を投票管理者へ送致(令28) ・選挙事務関係者事務打合せ ・投票所入場券配布最終日(令31) ・投票所設備完了 ・選挙運動終期(法129) 	<p>委員会</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>候補者</p>

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
4月23日(日)	0	<ul style="list-style-type: none"> ・投票, 開票日 ・投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令 (法134) ・投票結果速報 ・開票結果速報 ・選挙会 (法80) ・投票に関する書類物件引継 (取規34) ・選挙会に関する書類引継 (取規61) 	委員会 " " " " 選挙長 投票管理者 選挙長
4月24日(月)	+ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・当選人に関する報告 (委員長へ) (法101の3) ・当選人告知及び告示 (法101の3)並びに当選証書の付与 (法105) ・同上報告 (県委員会, 知事, 市長) (法108) ・選挙結果報告 	選挙長 委員会 " " " " " "
5月8日(月)	+15	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動費用収支報告書提出期限 (法189) 	出納責任者
5月9日(火)	+16	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の効力関係争訟期限 (法202) ・当選の効力関係争訟期限 (法206) 	委員会 " "
5月10日(水)	+17	<ul style="list-style-type: none"> ・供託証明書返還, 没収処理 (令93) 	選挙長

(参考)

令和5年4月23日(日)執行 町長・町村議会議員選挙管理計画

法 : 公職選挙法

令 : 公職選挙法施行令

特 法 : 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

特 令 : 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

特例令 : 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令

実 規 : 公職選挙法及び同法施行令実施規程

取 規 : 鹿児島県選挙事務等取扱規程

No. 1

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
令和5年		・選挙管理委員会 ・物件発注	委員会 "
4月13日(木)	-10	・選挙人名簿登録日等の告示(令14②) ○公営ポスター掲示場の設置場所告示(法144の2④) ○公営ポスター掲示開始期日の告示(法144条の2⑤)	委員会 " "
4月17日(月)	-6	・選挙人名簿登録基準日, 選挙人名簿登録日(特令1)	委員会
4月18日(火)	-5	<告示関係> ・選挙期日の告示(特法2) ・投票用紙の様式告示(法45②) ←告示の規定はない ・投票所の告示(法41) ←選挙日の5日前までに ・期日前投票所の場所(2以上設けるときは場所及び期間)の告示(法41, 法48の2) ・投票所開閉時刻特例告示, 当該投票管理者に通知(法40②) ・期日前投票所開閉時刻特例告示, 投票管理者に通知 (法40②, 法48の2) ・不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示 (法270の2, 令142の3) ・選挙会の日時, 場所の告示(法78)	委員会 " " " " " " "

○印は, 町村においてポスター条例がある場合

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
4月18日(火)	- 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定投票区, 指定関係投票区の指定, 取り消し, 変更告示, 県へ通知 (法37⑦, 令26) ・ 開票事務と選挙会事務の合同の旨の告示 (法79) ・ 投票記載所の氏名掲示の順序を定めるくじを行う日時, 場所の告示 (法175③, 実規55の2) ・ 選挙長, 同職務代理者選任告示 (法75③, 令80, 令81) ・ 投票管理者, 同職務代理者選任告示 (法37, 令24, 令25) ・ 期日前投票管理者, 同職務代理者選任告示 (法37, 法48の2, 令24, 令25, 令49の7) ・ 選挙運動費用制限額の告示 (法196) ・ 選挙運動員の実費弁償及び労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額の告示 (法197の2) ←選挙の都度行っている場合 	委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃
		<告示関係以外の事項> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補者氏名等を投票管理者に通知 (令92) ・ 公営施設使用個人演説会開催申出受理開始 (法163) ・ 同上開催不能の場合の候補者等への通知 (令114) ・ 同上施設管理者への通知 (令115) ・ 同上可否の決定通知を委員会及び候補者に通知 (令117) ・ 期日前投票所の投票立会人選任, 本人及び期日前投票管理者に通知 (法38, 法48の2, 令27, 令49の7) ・ 選挙人名簿登録に関する異議の申出期間 (法24①) ・ 投票記載所の氏名掲示の順序を定めるくじの実施 (法175③) ・ 選挙運動用ポスター検印開始 ←必要に応じて ・ 事務従事者の任命 ・ 立候補届出者を県委員会に報告 ・ 選挙事務所設置届受理 (法130) ・ 出納責任者選任届受理 (法180) ・ 選挙運動開始 (法129) 	委員会 〃 〃 〃 施設管理者 委員会 〃 〃 〃 〃 委員会 候補者

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
4月18日(火)	- 5	<p><選挙長に係ること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補届出受付（法86の4），物件等交付 ・届出等の選挙長告示及び選挙管理委員会へ報告（法86の4） ・立候補者被選挙権について照会（市町村の規程等による） ・立候補者氏名等を選挙管理委員会及び候補者の住所地の市町村長，選管に通知（令92⑨） ・選挙立会人の選任のくじを行う日時，場所の告示（法76） 	<p>選挙長</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p>
4月19日(水)	- 4	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の投票管理者に選挙人名簿を送付 （令28①，令49の7） ・期日前投票，不在者投票開始 （法48の2，法49，法270の2，令56～58，令59の5，令142の2） ・郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求期限 （令59の4①） ・特例郵便等投票における投票用紙等の請求期限 （特例令1①） 	<p>委員会</p> <p>”</p> <p>”</p>
4月20日(木)	- 3	<ul style="list-style-type: none"> ・公営施設使用の個人演説会開始（法163） ・選挙立会人届出終期（法76） ・投票立会人選任，本人及び投票管理者に通知（法38，令27） 	<p>候補者</p> <p>選挙長</p> <p>委員会</p>
4月21日(金)	- 2	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙立会人選任のくじ実施（法76） 	<p>選挙長</p>
4月22日(土)	- 1	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票，不在者投票終期 （法48の2，法49，法270の2，令56～58，令59の5，令142の2） ・選挙人名簿その他の物件を投票管理者へ送致（令28） ・選挙事務関係者事務打合せ ・投票所入場券配布最終日（令31） ・投票所設備完了 ・選挙運動終期（法129） 	<p>委員会</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>候補者</p>

年 月 日	期日の 前 後	処 理 事 項	担当機関
4月23日(日)	0	<ul style="list-style-type: none"> ・投票, 開票日 ・投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令 (法134) ・投票結果速報 ・開票結果速報 ・選挙会 (法80) ・投票に関する書類物件引継 (取規34) ・選挙会に関する書類引継 (取規61) 	委員会 " " " " 選挙長 投票管理者 選挙長
4月24日(月)	+ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・当選人に関する報告 (委員長へ) (法101の3) ・当選人告知及び告示 (法101の3)並びに当選証書の付与 (法105) ・同上報告 (県委員会, 知事, 町村長) (法108) ・選挙結果報告 	選挙長 委員会 " " " " " "
5月8日(月)	+15	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動費用収支報告書提出期限 (法189) 	出納責任者
5月9日(火)	+16	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の効力関係争訟期限 (法202) ・当選の効力関係争訟期限 (法206) 	委員会 " "
5月10日(水)	+17	<ul style="list-style-type: none"> ・供託証明書返還, 没収処理 (令93) 	選挙長

(2) 党派別・新現元別候補者数

ア 町長選挙 (2 団体)

区分	自由民主党		立憲民主党		国民民主党		公明党		日本共産党		社会民主党		参政党		諸派		無所属		合計		
	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	計
中種子町																		1			1
南種子町																		1			1
県計																		2			2

イ 市町村議会議員選挙 (8 団体)

区分	自由民主党		立憲民主党		国民民主党		公明党		日本共産党		社会民主党		参政党		諸派		無所属		合計		
	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	計
枕崎市		1								1								3	8		14
阿久根市									1									6	7	3	17
垂水市		1							1									4	12		18
市計		2							1	2					1			13	27	3	49
三島村														1				4	4		9
大崎町									1									6	8		15
東串良町									1									3	8		12
中種子町																		4	9	1	15
南種子町																		3	8	1	13
町村計									2	2				1				20	37	2	64
県計		2							1	4	2			1				33	64	5	113

(3) 党派別・新現元別当選者数

ア 町長選挙

区分	自由民主党		立憲民主党		国民民主党		公明党		日本共産党		社会民主党		参政党		諸派		無所属		合計		
	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	
中種子町																		1			1
南種子町																		1			1
県計																		2			2

イ 市町村議会議員選挙

区分	自由民主党		立憲民主党		国民民主党		公明党		日本共産党		社会民主党		参政党		諸派		無所属		合計		
	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	
枕崎市									1						1			3	7		4
阿久根市									1								4	6	3		5
垂水市	1								1								2	10			2
市計	1								2						1		9	23	3		11
三島村													1				3	3			4
大崎町									1								3	8			3
東串良町									1								1	8			1
中種子町																	3	8	1		3
南種子町																	3	6	1		3
町計									2				1				13	33	2		14
県計	1								4				1		1		22	56	5		25
																					61
																					5
																					91

(4) 党派別得票数

ア 町長選挙

区分	自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	社会民主党	参政党	諸派	無所属	合計
中種子町					(無投票)					
南種子町					(無投票)					
県計										

イ 市町村議会議員選挙

区分	自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	社会民主党	参政党	諸派	無所属	合計
枕崎市	289.000				778.000			465.000	7,727.000	9,259.000
阿久根市					508.000				9,912.999	10,420.999
垂水市	426.000				478.000				7,630.999	8,534.999
市計	715.000				1,764.000			465.000	25,270.998	28,214.998
三島村							21.000		191.000	212.000
大崎町					388.000				5,726.000	6,114.000
東串良町					280.000				3,066.000	3,346.000
中種子町					136.000				4,604.997	4,740.997
南種子町					152.000				3,243.999	3,395.999
町村計					956.000		21.000		16,831.996	17,808.996
県計	715.000				2,720.000		21.000	465.000	42,102.994	46,023.994